# 戸籍法・住基法が改正

戸籍・住民基本台帳は個人情報が記載されている大切な帳簿ですが、最近、他人の嘘の届出により真実でない記載がされたり、不正に他人の戸籍証明書・住民票を取得したりする事件が起こっています。

戸籍や住民基本台帳に記載された個人情報を保護するため、法改正が行われます。

＜主な改正点＞

◎戸籍法（5月1日改正）

**①戸籍証明書を取得する要件・手続きの厳格化**

戸籍証明書を請求する際は、本人確認が必要になります。

また、他人の戸籍証明書を取得する際は、請求書に詳しく、正当な請求理由を記載する必要があります。

なお、不正に他人の戸籍証明書を取得した者は新たに刑事罰（30万円以下の罰金）に処せられます。

**②届出（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知）の際の本人確認が明文化**

窓口で本人確認ができない場合の届出を、受理しないよう申し出することができるようになります。

◎住民基本台帳法（5月1日改正予定）

**住民票等を取得する要件・手続きの厳格化**

住民票等を請求する際は、本人確認が必要になります。また、同一世帯以外の人の住民票の取得は、交付を受ける正当な理由があると認められる場合に限られます。

なお、不正に住民票等を取得した者は新たに刑事罰（30万円以下の罰金）に処せられます。

◎本人確認の方法

運転免許証や写真付きの住民基本台帳カード等で行います。

問千葉地方法務局（戸籍法）☎043(302)1316
住民課戸籍住民班
☎(70)0340

# 固定資産税に関するお知らせ

◇土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

▼縦覧できる方

①土地価格等縦覧帳簿（所在、地目、地積、価格）＝本町に土地を所有し、固定資産税が課税されている方

②家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）＝本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

▼縦覧場所＝税務課

▼縦覧日時＝4月1日㈫～30日㈬8時30分～17時15分

※㈯・㈰・祝日は除く

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明※納税義務者以外の方は委任状が必要です

▼手数料＝無料

◇固定資産課税台帳の閲覧と証明制度

本町に土地・家屋を所有している方（納税義務者）および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地または家屋の固定資産課税台帳の閲覧、固定資産課税台帳記載事項証明書を求めることができます。

▼閲覧場所＝税務課

▼閲覧時間＝8時30分～17時15分　※㈯・㈰・祝日は除く

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明、借地人・借家人等は賃貸借契約書など

※納税義務者以外の方は委任状が必要です

▼手数料＝縦覧期間中の閲覧は無料、証明書は手数料がかかります

◇納税通知書の発送

平成20年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期限は、4月30日㈬です。

問税務課資産税班
☎(70)0322

# 窓口用の封筒にお店の広告を

住民の皆さんが諸証明書入れとして利用している住民課窓口用の封筒に、広告を掲載して、あなたのお店をPRしませんか。

▼募集広告枠＝表6枠・裏6枠（1枠はタテ5センチ×ヨコ7センチ）

▼募集期間＝4月1日㈫～18日㈮　※先着順

▼料金＝1枠3万円

▼配布期間＝平成20年度（約3万6千枚作成、6月中旬以降に窓口配布予定）

▼申込方法＝窓口または電話で申し込み

※電話申し込みの方は4月18日㈮までに申込書を提出

◇広告基準

①町内商工業の発展を期するもの

②政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に係るものでないもの

③法令の規定に違反しないもの

④公共性およびその品位、信用を損なう恐れのないもの

⑤次の業種、組織等に該当しないもの

・風俗営業等取締法の適用を受ける業種

・暴力団等の非合法組織もしくはその関連企業、前身が非合法組織であった企業

⑥公の秩序または善良な風俗に反しないもの

⑦その他、町住民課窓口用封筒広告掲載取扱要綱による

申・問住民課戸籍住民班
☎(70)0340

# 宝くじの助成金で九十根多目的広場・小中池公園多目的広場の一部を追加整備

九十根多目的広場に、一般コミュニティ助成事業による屋外トイレを九十根区が設置しました。また、緑化コミュニティ助成事業により九十根多目的広場・小中池公園多目的広場に花壇の整備および草花の植栽を行いました。

※本事業は宝くじの助成金を財源とした普及推進活動を通じて、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図るための事業です

問都市整備課都市計画班
☎(70)0360

▲九十根多目的広場の屋外トイレ

▲九十根多目的広場の花壇

▲小中池公園多目的広場の花壇

# 地域包括支援センターだより⑪

## 出前講座を開催

高齢者の方々を、総合的に支えるため、地域包括支援センターがスタートしてから1年がたちました。

現在、ご要望に応じ無料で出前講座を開催しています。これからもさまざまな講座を行いますので、グループでお気軽にご相談ください。

▶申込方法＝講座予定日の2週間前までに地域包括支援センターに連絡　※日程等の調整のため、早めに連絡ください

▶講座例

**①認知症サポーター養成講座**

認知症の方を地域で支える「認知症サポーター」を養成します（1・2時間程度）。認知症の知識、認知症予防の考え方、認知症の方への接し方等についてお話します。講座受講者には、オレンジリングを差し上げます。

**②消費者問題出前講座**

悪質商法等に関する消費者トラブルを防止するため、悪質商法の手口とトラブルの対処法、クーリング・オフの方法等を、替え歌や寸劇を交えてお話します。

**③介護予防教室**

家でもできる体操、音楽に合わせた体操、健口（けんこう）体操（口の体操）のほか、食生活と栄養、歯と口の健康等のお話をします。

申・問地域包括支援センター　☎（70）0439

# ねんきんナビ

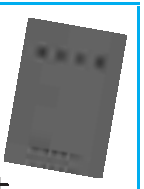

## 学生納付特例申請の手続き方法が変わります

学生納付特例とは、申請し承認を受けることで在学中の国民年金保険料の支払いが猶予され、卒業してから後払いできるという制度です。承認を受けた期間は、未納となりません。また、在学中の病気やけがで障害を持つようになったときでも、障害年金などの保障の対象となります。

▶学生納付特例の対象となる学生＝大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など（夜間・定時制・通信制課程も含む）に在学する20歳以上で所得が一定以下の方

※修業年限が1年に満たない課程に在学している方や海外の学校に留学する場合は対象になりません

●手続き方法が変わります

これまで学生納付特例の承認を受けるには、毎年、学生証や在学証明書などの学生等であることを明らかにする書類を持参して、申請する必要がありました。

今回の手続き方法の変更で、はがき形式の申請書が社会保険事務所から送付された方は、書類添付が省略できるようになりました。

必要事項を記入して押印のうえ、添付の目隠しシールを貼って返送してください。

＜はがき形式の申請書が届かない方は＞

今までどおり学生証（コピー可）または在学証明書、年金手帳を持参のうえ、申請が必要となります。

※本人以外が記入の場合は印鑑が必要となります

問千葉社会保険事務所
☎043(242)6327
住民課国保年金班
☎（70）0334